

菰野町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月
菰野町教育委員会

1. 計画の趣旨、現状	3
2. 目標	4
3. 計画の期間	5
4. 実施する業務量管理、健康確保措置の内容	5
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	9

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

近年、学校における教育活動が複雑化、多様化し、学校の担う役割の拡大に伴い、教育職員の業務量と在校等時間が増大し、心身の負担が高まっている。教育職員が本来の業務を着実に遂行し、児童生徒と向き合うための時間を十分に確保するためには、こうした課題に的確に対応し、教育職員の長時間労働を改善していかなければならない。こうした状況を踏まえ、令和7年6月に公立義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）が改正され、教育委員会に対して「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定、公表が義務付けられるとともに、計画を総合教育会議に報告する仕組みが新たに設けられた。菰野町教育委員会は、教育職員の業務量を適切に管理し、健康確保措置の取組を推進することにより、心身ともに良好な状態で勤務し、教育活動に専念できる環境づくりを進める。本計画は、教育職員の働き方改革の趣旨を踏まえ、教育職員の働きやすさとやりがいの両立を図ることで、時間外在校等時間の縮減を目的として、改正後の給特法第8条第1項に基づき本計画を策定し、同法第8条第3項に基づき総合教育会議に報告するものである。

(2) 本町の現状

本町では、令和2年3月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「菰野町立小学校及び中学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する規則」（以下「規則」という）を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

こうした取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月 45 時間を上回る割合	月 80 時間を上回る割合
小学校	月 26 時間	17.1%	0.3%
中学校	月 38.6 時間	47.9%	7.6%

中学校の時間外在校等時間が45時間を超える割合が47.9%と多くなっている。部活動、授業、テストの準備及び採点などの業務の負担感が大きくなっており、それらの仕組みを見直し、効率を図ることによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2. 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1 箇月時間外在校等時間平均値を 24.36 時間以下にする

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を 25 日以上にする
- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を 10% まで減少させる
- ・ 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す

3. 計画の期間

令和 8 年度

※本計画は年度更新として、毎回目標等の見直しを行う

4. 実施する業務量管理、健康確保措置の内容

菰野町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の 3 分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

【学校徴収金の徴収、管理(公会計化等) (「3 分類」③関係)】

給食費等の学校徴収金については、対象範囲や徴収手続き等の精査を進め、令和 6 年度から公会計化している。今後、他の徴収金についての研究、検討を行う。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

【部活動(「3 分類」⑬関係)】

令和 8 年度中に、原則、休日の全ての部活動の地域展開を実現する。平日の部活動については、活動時間等の適正化を図り、部活動指導員の配置拡充等を検討するとともに、平日の部活動についても地域展開を早急に進める。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

【授業準備、学習評価や成績処理(「3分類」⑮⑯関係)】

校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

【支援が必要な児童生徒・家庭への対応(「3分類」⑲関係)】

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議へ積極的に参加させ、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携、協働した支援体制を構築する。
- ・教育委員会において、警察等の関係機関と学校との連携に関する研修を少なくとも年3回は実施することで、学校が組織として関係機関と連携、協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。

(2)学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って(小4以上は年間で1086単位時間以上)編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間、頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・デジタル技術の活用により、授業準備やテストの採点などの校務を効率化し、「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を向上する。
- ・勤務時間外の電話夜間モードを設定し、不要不急電話を減らす。

(3)教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・1か月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
- ・11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果

等も活用して職場改善の改善を推進する。

- ・心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- ・8年度中は、学校における定時退校日を月2回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に5日間の一斉閉校期間の設定を行う。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、町のHPで公表するとともに、定例の教育委員会、校長会議及び総合教育会議において報告することとする。
- ・各学校の在校等時間の状況を、教育委員会が毎月確認し、具体的措置の取組状況などについて、年2回校長会議の後に開催される、総括安全委員会にて報告、協議する。
- ・教員業務支援員や地域ボランティアの確保、充実などについて、学校運営協議会と連携して取り組む。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本町で導入している校務支援システムの出退勤管理で把握し、その他の目標については、本町で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り、指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援、指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。